

苦情・紛争解決の体制

当社は、当社の運用する投資商品を購入されたお客様からの苦情等について、真摯に対応するとともに、迅速かつ適正な対応のため、次に掲げる苦情・紛争解決の措置を講じます。

当社における苦情解決の流れ

1. 当社にてお客様からの苦情の受付
2. 役職員による苦情内容と解決策の検討
3. お客様に対するご回答

このような当社における苦情解決の他に、次のような認定投資者保護団体を通じて苦情の解決を図ります。

当社は、お客様からの苦情等に対しては、当社の加入する一般社団法人日本投資顧問業協会の業務委託先である特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（以下「FINMAC」といいます。）が行なう苦情処理の手続に従って、その解決に努めます。また、同様に紛争の解決にあたっては、FINMAC が行うあっせんの手続きに従って、その解決に努めます。この団体を利用される場合には、次の連絡先にお申し出ください。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（略称:FINMAC）

電話 0120-64-5005（フリーダイヤル）

ホームページ <https://www.finmac.or.jp/>

2020年6月末現在